

10.「マンション等」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	マンション ^(注1) 、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）	
事業内容	分譲または賃貸マンション等に属する駐車場 ^(注2) における基礎充電 ^(注3) のための充電設備設置事業	
申請できる方 ^(注4)	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	1 / 2 以内
	設置工事費	定額（1 / 1 以内）

注1：共同住宅および長屋のことをいう。

注2：マンション等の共用部の駐車場および居住者専用駐車場（マンション等内の時間貸し駐車場およびカーシェアリング用の区画等は除く。）であること。

注3：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

注4：申請者がマンション等の所有者でない場合は、所有者の許諾を受けていること。
なお、新築の分譲マンション等の場合は、販売事業者の許諾を受けていること。

※マンション等の申請にて、管理組合が申請者となる場合、マンション等簡易申請を選択することができます。

申請要件ならびに提出書類、申告できる工事項目と工事申告方法について、通常交付申請と異なりますので、「4-12. マンション等簡易申請」を確認してください。

10-1.「マンション等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件を全て満たすことが必要です。

【分譲・賃貸共通】

- (1) 充電設備の受電元は、マンション等の共用部の配電盤、分電盤等または充電設備専用の別引込であること。ただし、当該マンション等の全戸数と同数以上の駐車場区画に充電設備を設置する場合は、各戸の分電盤を受電元とすることも可とする。
- (2) 充電設備の利用者は当該マンション等の居住者または駐車場の契約者であること。
- (3) 設置する充電設備はOCPP 1.6以降またはECHONET Liteに準拠した普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドであること。ただし、通信を介さずに課金や制御を行う充電設備の設置の場合は、OCPP 1.6以降又はECHONET Liteへの準拠を求めない。
なお、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの場合は、OCPP 1.6以降に準拠した制御装置を合わせて設置することでOCPP 1.6以降に準拠しているとみなす。^(注5)
- (5) 普通充電設備と充電用コンセントまたは充電用コンセントスタンドの併設は不可とする。

※マンション等の住戸数を超える口数の充電設備を設置する申請については、必要に応じて合理的な計画であることを確認するため、「状況等報告」の提出を求める場合があります。

【分譲の場合】

- (4) 新築のマンション等で申請者が販売事業者の場合は、竣工後に充電設備等の所有者を建設会社等から管理組合へ変更する前に、財産処分の手続きが必要となるため、センターへ報告し指示を受けること。なお、重要事項説明会等において当該充電設備の管理義務等について変更先に説明すること。
- (5) 交付申請時に「住民総会」で充電設備の設置が決議されている、または理事会での合意がされていること。

【賃貸の場合】

- (6) 賃貸マンション等の所有者が、自らの駐車場に設置することを目的としている申請ではないこと。

注5：「マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）」においては、OCPP等への適用方法の申告が必要です。

詳しくは、「11-6.OCPP等への適用方法の申告」を参照してください。

10-2. 特有の提出書類および申告内容

マンション等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

【申請に必要な書類】

10-3：マンション等であることを証する書類

【申請の内容に応じて求める書類】

10-4：住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲の場合）

10-5：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

10-6：管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（分譲の場合）

10-7：賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（賃貸マンション等の場合）

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

10-8：設置する施設等の説明

10-9：OCCP等への適用方法の申告

10-3. マンション等であることを証する書類

マンション等の駐車場に充電設備を設置する場合には、マンション等であることを証する以下の書類をアップロードし、提出してください。

- ・ 建築基準法に基づく確認済証、検査済証、建築計画概要書、建築台帳記載事項証明書等で共同住宅等であることが明記されている書類

【記載の必須項目】

《主要用途》

- ・ 共同住宅、または長屋であることの記載

《建築主》

- ・ 申請者と同一であることの記載

賃貸マンション等の申請において申請者と同一でない場合は、オンライン申請システムにて相違している理由を申告してください。

ただし、賃貸マンション等の所有者から許諾を受けた法人または居住者からの申請においては、建築主と所有者が同一でない場合に申告してください。

《建築場所》

- ・ 申請で入力した設置場所であることの記載

10-4. 住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲マンション等の場合）

- (1) 住民総会で充電設備を設置することを住民が承認し、決議されたことが確認できる書類（議事録等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 住民総会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・ 住民総会が開催された日付の記載

《マンション等の名称》

- ・ マンション等の名称の記載（略称不可）

《充電設備設置の承認》

- ・ 充電設備の設置が住民総会で承認されたことの記載

- (2) 住民総会の開催が間に合わない場合、理事会で充電設備を設置することを合意していることが確認できる書類（議事録等）を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 理事会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・ 理事会が開催された日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備設置の承認》

- ・ 充電設備の設置が理事会で承認されたことの記載

《住民総会の開催時期》

- ・ 住民総会の開催予定日の記載

- (3) 新築の分譲マンションにて管理組合が発足していない場合、管理組合の発足日を確認できる書類を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 管理組合の発足日を確認できる書類を作成した日付の記載

《申請者名》

- ・販売事業者名の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《発足日》

- ・管理組合の発足予定日の記載

10-5. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、センターが認めた場合にのみ補助対象経費とします。既存分譲マンションで「充電スペース造成費」を申告する場合、「10-4. 住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類」に充電スペースを造成することが決議されたことの記載が必要です。

10-6. 管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類 (分譲の場合)

- (1) 住民総会で充電設備を設置することを管理組合が承認し、決議されたことが確認できる書類（議事録等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 住民総会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・ 住民総会が開催された日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《管理組合の許諾》

- ・ 管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることの記載

《充電設備設置の承認》

- ・ 充電設備の設置が住民総会で承認されたことの記載

《期間》

- ・ 充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾されていることの記載

- (2) 住民総会の開催が間に合わない場合、理事会で充電設備を設置することを合意していることが確認できる書類（議事録等）を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 理事会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・ 理事会が開催された日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《理事会の許諾》

- ・ 理事会から許諾を受けた法人または居住者であることの記載

《充電設備設置の承認》

- ・ 充電設備の設置が理事会で承認されたことの記載

《住民総会の開催時期》

- ・ 住民総会の開催予定日の記載

《期間》

- ・ 充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾されていることの記載

10-7. 賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（賃貸マンション等の場合）

賃貸マンション等の所有者が充電設備を設置することを承認したことが確認できる書類（許諾書等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 許諾書等の作成日の記載

《賃借人》

- ・ 申請者名の記載

《所有者》

- ・ 賃貸マンション等の所有者名の記載

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《許諾》

- ・ 賃貸マンション等の所有者から充電設備設置の許諾を受けた法人または居住者であることの記載

《期間》

- ・ 充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾されていることの記載

10-8. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《住戸数》

- ・ 設置するマンションの住戸数

《マンション所有者の居住先》

- ・ 賃貸マンション等の場合、マンション所有者（オーナー）の居住先

《駐車場形態および収容台数》

- ・ マンションの駐車場の形態および収容台数

10-9. OCPP等への適用方法の申告

オンライン申請システムにて以下のOCPP等の運用についての情報を申告してください。

充電設備の複数基設置を申請する場合は、設置するすべての充電設備において、OCPP等への適用方法が同一であることが必要です。

【申告内容】

《OCPP等への適用方法の選択》

- ・ OCPP等の運用について以下のAからDの選択肢のうち該当する項目の選択
 - A：OCPP対応充電設備の設置
 - B：OCPP制御装置と組み合わせたOCPP非対応コンセント/コンセントスタンドの設置
 - C：エコネットライト対応充電設備の設置
 - D：エッジ化された充電設備の設置

《OCPP制御装置の申告》

- ・ 上記申告において「B：OCPP制御装置と組み合わせたOCPP非対応コンセント/コンセントスタンドの設置」を選択した場合、設置するOCPP制御装置のメーカー名、型式、数量